

介護老人保健施設シルバーケアセンター

通所リハビリテーション(デイケア)

ご利用料金ご案内 (令和8年6月1日改定)

施設サービス費 (介護保険負担割合証が1割の場合)	要介護1	1時間以上2時間未満	1日	369円	要介護3	1時間以上2時間未満	1日	429円	要介護5	1時間以上2時間未満	1日	491円
		2時間以上3時間未満	1日	383円		2時間以上3時間未満	1日	498円		2時間以上3時間未満	1日	612円
		3時間以上4時間未満	1日	486円		3時間以上4時間未満	1日	643円		3時間以上4時間未満	1日	842円
		4時間以上5時間未満	1日	553円		4時間以上5時間未満	1日	730円		4時間以上5時間未満	1日	957円
		5時間以上6時間未満	1日	622円		5時間以上6時間未満	1日	852円		5時間以上6時間未満	1日	1120円
		6時間以上7時間未満	1日	715円		6時間以上7時間未満	1日	981円		6時間以上7時間未満	1日	1290円
		7時間以上8時間未満	1日	762円		7時間以上8時間未満	1日	1046円		7時間以上8時間未満	1日	1379円
	要介護2	1時間以上2時間未満	1日	398円	要介護4	1時間以上2時間未満	1日	458円	リハビリ提供体制加算			
		2時間以上3時間未満	1日	439円		2時間以上3時間未満	1日	555円				
		3時間以上4時間未満	1日	565円		3時間以上4時間未満	1日	743円	3時間以上4時間未満	1日	12円	
		4時間以上5時間未満	1日	642円		4時間以上5時間未満	1日	844円	4時間以上5時間未満	1日	16円	
		5時間以上6時間未満	1日	738円		5時間以上6時間未満	1日	987円	5時間以上6時間未満	1日	20円	
		6時間以上7時間未満	1日	850円		6時間以上7時間未満	1日	1137円	6時間以上7時間未満	1日	24円	
		7時間以上8時間未満	1日	903円		7時間以上8時間未満	1日	1215円	7時間以上	1日	28円	
科学的介護推進体制加算		1ヶ月	40円	全ての利用者に係るデータ(ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報)を国へ提出してフィードバックを受け、ケアプランや計画への反映、ケアの質の向上の取り組みをした場合に加算されます。								
要介護度により、また利用時間により料金が異なります。 当施設の体制状況等に応じて右記の料金が利用日毎に加算されます。				8時間を超えて利用される場合、1時間毎に50円 『サービス提供体制強化加算』…22円 『移行支援加算』…12円 『中重度者ケア体制加算』…20円 『送迎未実施減算』… -47円(片道)								
日常生活費		1日	360円	石鹸・シャンプー類、ペーパー類、日用衛生材料、諸材料、行事費、その他が含まれます。								
食費		1日	840円	食材料費及び調理費相当の金額です。								
入浴介助加算(Ⅰ)		1回	40円	通所リハビリテーション計画上、入浴介助が計画されている場合に加算されます。								
入浴介助加算(Ⅱ)		1回	60円	通所リハビリテーション計画上、入浴介助が計画され、自宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、自宅の状況に近い環境で入浴介助を行う場合に加算されます。								
		1ヶ月	270円	下記の計画、評価、見直しをし、事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明した場合に加算されます。								
リハビリテーションマネジメント加算イ		1ヶ月	560円 240円	リハビリテーション会議を開催し医師・理学療法士や作業療法士・その他の職種が共同して通所リハビリテーション計画を作成し、利用者の変化に応じて評価・計画の見直しをし理学療法士または作業療法士よりの説明を行います。また他の在宅サービス担当者またはご家族に対して日常生活における留意点や介護の工夫を助言・指導した場合、利用期間に応じて加算されます。								
リハビリテーションマネジメント加算ロ		1ヶ月	593円 273円	リハビリテーション会議を開催し医師・理学療法士や作業療法士・その他の職種が共同して通所リハビリテーション計画を作成し、利用者の変化に応じて評価・計画の見直しをし、理学療法士または作業療法士よりの説明を行います。また他の在宅サービス担当者またはご家族に対して日常生活における留意点や介護の工夫を助言・指導し、国への情報の提出、フィードバックを受けた場合、利用期間に応じて加算されます。								

短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日	110円	退院・退所、または認定日から3か月以内に集中的な個別リハビリテーションを受けた場合その日に限り加算されます。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1ヶ月	1250円	日常生活における様々な動作や行為を向上させる為、6ヶ月間のリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めます。計画に基づいてリハビリテーションが実施された場合、期間に応じて加算されます。
栄養アセスメント加算	1ヶ月	50円	管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養アセスメントを行ない、低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握し、国への情報の提出、フィードバックを受けた場合に加算されます。
栄養改善加算	1回	200円	低栄養状態の改善を目的として、栄養・食事相談等の栄養管理を行った場合、月2回を限度に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回	20円	低栄養の防止の為、栄養状態に問題がないか利用開始時及び半年ごとに確認して記録し、ケアマネジャーと共有した場合に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回	5円	低栄養の防止の為、栄養状態に問題がないか利用開始時及び半年ごとに確認して記録し、ケアマネジャーと共有した場合に加算されます。栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のいずれかを算定時はこちらが加算されます。
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回	150円	口腔機能の向上を目的として口腔清掃の指導や実施、または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導や実施をした場合、月2回を限度に加算されます。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1回	160円	口腔機能の向上を目的として口腔清掃の指導や実施、または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導や実施をし、国への情報の提出、フィードバックを受けた場合、月2回を限度に加算されます。
重度療養管理加算	1日	100円	要介護度3、要介護4または要介護5の方で、常時頻回の喀痰吸引、膀胱瘻やストーマの処置、経管栄養、褥瘡治療、気管切開のいずれかの医学的管理を必要とされている方に対し加算されます。
退院時共同指導加算	1回	600円	病院や診療所を退院する利用者に対し、通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回のサービス提供を行った場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	請求総単位数 ×8.3%		介護人材の確保や処遇の改善を図る目的で創設された加算で、キャリアパス要件、職場環境等要件を満たした施設に対し、請求総単位数に算定されます。加算の全てが介護職員等の処遇の改善のために利用されます。

その他の料金等について

- ・診断書、証明書等の費用は当院の規程により算定されます。
- ・簡単な消耗品の補給、食品の追加等は時価でご負担いただく場合があります。
- ・おむつ等をご使用の方は、ご自宅よりご持参のものをお使いいただきます。
- ・ご家族の都合で、通所リハビリテーション実施後も長時間施設に滞在する場合は、事前にご相談ください。

1日のご負担料金計算例(介護保険負担割合証が1割の場合)

〈右記の条件で計算した場合 → 要介護3・利用時間は6時間以上7時間未満・食事・入浴のサービスを受けた場合、1月で加算されるものは除く〉

サービス費(体制加算含む)	1,059円
入浴加算Ⅱ	60円
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	93円
食費	840円
日常生活費	360円
合計	2,412円

※左記は計算例です。
要介護度、利用時間、短期集中リハ及び生活行為向上リハの実施などにより、ご負担料金は利用者様ごとに異なりますのでご注意ください。